

広島県都市計画審議会における情報公開の推進について

1 情報公開の内容

1 1月の都市計画審議会事務局から提案した内容については、次表のとおり。

ただし、①広島県情報公開条例第10条各号に該当する場合や、②その他審議会が非公開とする旨を議決した場合は、非公開とする。

区分	現在	変更(案)	公開方法
審議の状況	原則非公開	原則公開 (①②に係る審議を除く。)	傍聴
会議資料	原則非公開	原則公開 (①に係る部分を除く。)	○傍聴者へ配布 ○行政情報コーナーへ配架
議事録	原則公開 (①に係る部分を除く。) ○発言者名：表示しない	原則公開 (①に係る部分を除く。) ○発言者名：表示する	○行政情報コーナーへ配架
議案集	原則公開	(変更なし)	○行政情報コーナーへ配架

※上表内のゴシック体は変更箇所を示す。

2 審議会に提出する意見書の取扱いについて

区分	根拠規定(抜粋)	事務局の考え方
①都市計画法 都市計画の案に対する意見書	都市計画法第18条 2 都市計画の案を都市計画審議会に付議しようとするときは、提出された <u>意見書の要旨を都市計画審議会に提出</u> しなければならない。	<u>原則公開</u> とする。 個人情報等の取扱いに留意したうえで、意見書の要旨として審議会へ提出する。
②土地区画整理法 事業計画等に対する意見書	土地区画整理法第55条 3 都道府県知事は、前項の規定により <u>意見書の提出</u> があった場合においては、 <u>これを審議会に付議</u> しなければならない。 (土地区画整理法第69条 第3項及び第71条の3 第6項についても、同様に取 扱うこととする。)	意見書そのものを付議するため、意見書の本文に広島県情報公開条例第10条に規定する個人に関する情報等の不開示情報が含まれる場合は、審議を非公開とする。

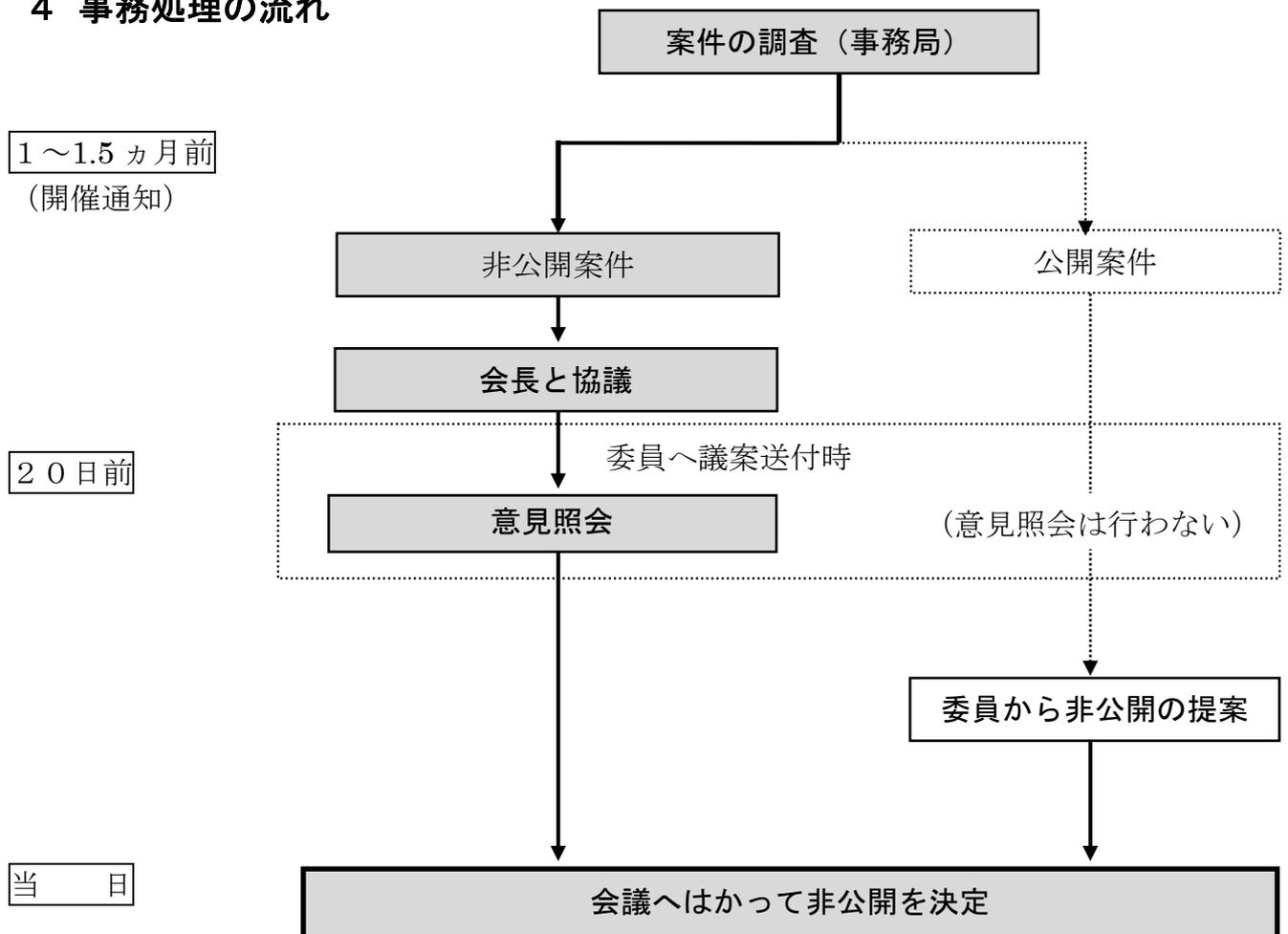
3 情報公開条例第 10 条各号に該当する事例

会議の非公開については、議長が会議にはかって決定する。

各号	項目	内容	都計審における主な事例
第 1 号	法令秘情報	法令や条例などで公にできないとされている情報	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価書（環境影響評価法による希少生物の生息・生育に関する情報を含む場合あり） ・法令秘情報の取扱に留意した上で、<u>審議を原則公開とする。</u>
第 2 号	個人情報	個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るものや公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理の事業計画等に対する意見書の原本（氏名、住所、生年月日等の情報を含む場合あり） ・意見書の本文に個人に関する情報等の不開示情報が含まれる場合は、審議を非公開とする。

※第 3 号から第 7 号は省略

4 事務処理の流れ



5 会議の傍聴の取扱いについて

(1) 趣旨

会議の傍聴に関しては、運営規程第6条第3項の規定により、知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則の定めによるとしているが、その概要は次のとおり。

(2) 傍聴者の定員等

ア 10名以下とする。(ただし、会場等に応じて増員又は減員できる。)

なお、報道機関関係者席を、一般の傍聴者とは別に設ける。

イ 傍聴者は先着順により決定する。ただし、受付開始時において、希望者が定員を超えている場合等で先着順により難しい場合は、抽選による。

(3) 受付

ア 傍聴者に対しては、受付において氏名・連絡先の記入を求め、会長の許可を得るものとする。

イ 傍聴者への遵守事項等の周知は、傍聴受付時において、傍聴者の遵守事項を記載した紙を配布し注意喚起を行う

(4) 遵守事項等

ア 入場できない者

- ・はち巻、ヘルメット、腕章、たすき、リボン、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者
- ・その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると会長が認める者等

イ 遵守事項

- ・写真撮影、録画、録音その他これらに類する行為を行わないこと
- ・その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと等

(5) 違反者への措置等

ア 中止命令

会長は、傍聴者がこの規則の規定に違反したと認めるときは、違反行為の中止を命じる。

イ 退場命令

違反者がアの中止命令に従わないときは、当該違反者に対して退場を命じる。

ウ 警察官の派遣要請

違反者がイの退場命令に従わない場合は、警察官の派遣を要請する。

(6) その他

ア 会議開催の事前周知は、原則として開催日の1週間前までに、ホームページ等へ掲載することにより県民へ周知する。

イ 報道関係によるテレビカメラ等の取材は、現行の取扱いのとおりとする。